

令和 3 年 8 月 定例会 議事日程

令和 3 年 8 月 3 日

午後 1 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 7 月行事報告

第 5 議 案

第39号議案 令和 3 年度（令和 2 年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

第40号議案 島原市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

第41号議案 令和 3 年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について

第42号議案 令和 3 年度ふるさとにもどってこね奨学金ふるさと奨学生の決定について

第43号議案 島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について

第44号議案 島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱

第45号議案 島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員の委嘱について

第 6 次回定例会教育委員会日程

第 7 そ の 他

（１）報告事項

① 8 月行事予定表

（２）その他

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- | | |
|--------|---|
| 第39号議案 | 令和3年度（令和2年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について |
| 第40号議案 | 島原市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 第41号議案 | 令和3年度島原市貸付型奨学金奨学生の決定について |
| 第42号議案 | 令和3年度ふるさとにもどってこね奨学金ふるさと奨学生の決定について |
| 第43号議案 | 島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について |
| 第44号議案 | 島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱 |
| 第45号議案 | 島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員の委嘱について |

令和3年8月3日 定例会

第 39 号議案

令和 3 年度（令和 2 年度事業分）教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

令和 3 年度（令和 2 年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及
び執行の状況にかかる点検及び評価については、別紙報告書のとおりとする。

令和 3 年 8 月 3 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和 2 年度中の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ市議会に提出し、公表するものである。

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第40号議案

島原市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

島原市奨学金貸付条例施行規則（平成29年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、条例第9条の奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）又は条例17条のふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）の審議を経て教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、審議委員会の審議を経て教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。

第3条第3項に次のただし書を加える。

ただし、ふるさと審議委員会の審議を経て教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。

第6条第1項中「条例第9条の奨学生審議員会（以下「審議委員会」という。）及び条例第17条のふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）」を「審議委員会及びふるさと審議委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和３年度の申請に係る奨学金から適用する。

令和３年８月３日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

教育の多様性に対応した修学の支援を図るため、奨学金の対象者の要件について所要の整備を図ろうとするものである。

島原市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解 説 及 び 資 料
（奨学金の対象者の要件） 第3条 条例第5条第3号又は条例第15条第3号に該当する者は、条例第3条に規定する奨学金の貸付を希望する者（以下「申請者」という。）の家計支持者（原則として法定代理人とする。）の前年の収入金額を基礎として算出した総所得金額が、教育委員会が別に定める基準以下である者とする。<u>ただし、条例第9条の奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）又は条例第17条のふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）の審議を経て教育委員会</u><u>が特に認める場合はこの限りでない。</u> 2 条例第5条第4号に該当する高校等及び大学等の出願者は、それぞれ次の各号を満たす者とする。<u>ただし、審議委員会の審議を経て教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。</u> （1）・（2） 略 3 条例第15条第4号に該当する出願者は、高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が4.0以上の者とする。<u>ただし、ふるさと審議委員会の審議を経て教育委員会</u><u>が特に認める場合はこの限りでない。</u> 第6条 審議委員会及びふるさと審議委員会 に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。 （2）・（3）・（4） 略	（奨学金の対象者の要件） 第3条 条例第5条第3号又は条例第15条第3号に該当する者は、条例第3条に規定する奨学金の貸付を希望する者（以下「申請者」という。）の家計支持者（原則として法定代理人とする。）の前年の収入金額を基礎として算出した総所得金額が、教育委員会が別に定める基準以下である者とする。 2 条例第5条第4号に該当する高校等及び大学等の出願者は、それぞれ次の各号を満たす者とする。 （1）・（2） 略 3 条例第15条第4号に該当する出願者は、高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が4.0以上の者とする。 第6条 条例第9条の奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）及び条例第17条のふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。 （2）・（3）・（4） 略	【第3条の改正の内容】 奨学金の対象者の要件に、所得基準、成績基準等を満たしていない者でも、人物評価、直近の成績が優れている等、審議委員会の審議を経て教育委員会が特に認める者を追加するもの。 【第6条の改正の内容】 定義を第3条第1項に規定したことによる字句の修正。

第 4 3 号議案

島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱又は任命について

島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会委員に、次の者を委嘱又は任命する。

氏 名	住 所（職 場）	年 齢	備 考	
おおすみ けんいちろう 大隅 謙一郎	桜町 978	77	退職校長会会長	学識経験者
すがさき もりあき 菅崎 盛秋	有明町湯江甲255-1	71	町内会・自治会連合会 会長	町内会・自治会代表者
う と たかゆき 宇土 孝行	有明町湯江甲704-1	43	市 P 連会長（湯江小学校）	保護者代表者
やまの か よ こ 山野 加代子	新田町559-7	42	市 P 連副会長（第一中学校）	保護者代表者
かねもと ひろやす 兼元 博康	上新丁三丁目3979-1	36	私立幼稚園PTA連合会 会長 （ひかわ第一幼稚園）	保護者代表者
かんとう こうだい 菅藤 恒大	上の原一丁目6010	35	保育園保護者会連合会 会長 （たけしま保育園）	保護者代表者
ほりぐち たつや 堀口 達也	城内一丁目1129 （第一小学校）	60	校長会会長	学校関係者
ほんだ まさたか 本田 昌孝	有明町大三東戊1535-2 （有明中学校）	58	校長会副会長	学校関係者
いりえ やすひろ 入江 靖宏	上新丁二丁目2576 （ひかわ第一幼稚園）	63	私立幼稚園協会会長 （ひかわ第一幼稚園園長）	その他教育委員会が必要と認める者
つばた こうしょう 坪田 光 祥	有明町大三東戊452-1 （心香保育園）	66	保育園会会長 （心香保育園園長）	その他教育委員会が必要と認める者

（任期：令和3年8月3日から委員会として教育委員会に提言を行う日まで）

令和 3 年 8 月 3 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱第 3 条の規定に

より、委嘱又は任命しようとするものである。

(参考)

島原市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内会・自治会代表者
- (3) 保護者代表者
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会として教育委員会に提言を行う日までとする。

- 2 委員が欠けた場合は、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 4 号議案

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 183 条の 3 第 1 項に規定する本市における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画作成するため、島原市文化財保存活用地域計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- (2) 文化財の保存及び活用を図るために本市が講ずる措置の内容
- (3) 文化財を把握するための調査に関する事項
- (4) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財所有者又は保持者
- (3) 文化財に関係する機関・団体の関係者
- (4) 観光又はまちづくりに関係する機関・団体の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から地域計画の作成が完了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員選任後、最初に行われる会議は、教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、オンラインや書面による会議を開催することができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 このほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

令和3年8月3日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市文化財保存活用地域計画の作成にあたり、島原市文化財保存活用地域計画作成委員会を設置するため、この要綱を制定しようとするものである。

(参 考)

文化財保護法 〔昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号〕

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

第百八十三条の三第二項～第百八十三条の八 省略

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 4 5 号議案

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員の委嘱について

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会委員として、次の者を委嘱する。

氏 名	所 属	備考（専門分野）
松尾 卓次	島原市文化財保護審議会会長	文化財関係機関（郷土史）
宮崎 貴夫	元長崎県教育庁長崎県埋蔵文化財センター	学識経験者（考古学）
山田 由香里	長崎総合科学大学教授	学識経験者（建築史）
根井 淨	島原市文化財保護審議会委員	文化財関係機関（文化史・民俗学）
大石 一久	元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー	学識経験者（石造物）
長井 大輔	島原市文化財保護審議会委員	文化財関係機関（地質鉱物）
納富 健一郎	納富造園代表 日本樹木医会長崎支部会員	学識経験者（樹木）
東村 晃二	(株)島原観光ビューロー (島原城指定管理者) 総合企画支援部長	観光・まちづくり関係団体
内田 豊	みんなでスクイを作ろう会代表	観光・まちづくり関係団体
岡野 了	下ノ丁町内会長	観光・まちづくり関係団体
金子 加代子	元島原本綿織保存会代表	文化財所有者・保持者
諸山 正則	元文化庁文化財調査官 元東京国立近代美術館主任研究官	学識経験者（工芸）

（任期：令和 3 年 8 月 3 日から地域計画の作成が完了する日まで）

令和 3 年 8 月 3 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱第 3 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参 考)

島原市文化財保存活用地域計画作成委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財所有者又は保持者
- (3) 文化財に関係する機関・団体の関係者
- (4) 観光又はまちづくりに関係する機関・団体の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域計画の作成が完了する日までとする。
ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

令和 3 年 8 月 3 日 定例会

教育委員会 8月定例会 報告事項

[7月]

(教育総務課)

[illegible]

教育委員会 8月定例会 報告事項

[7月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	木	保育園・幼稚園巡回訪問（1日～20日 19園）	9:30	愛児保育園ほか	松尾
1	木	GiGAスクール地区別研修会	13:00	第二中学校	林田、小鉢
2	金	要対協実務者会議	13:30	本庁舎	小鉢
5	月	生徒指導推進協議会	13:00	県教育センター	小鉢
5	月	熱中症警戒アラート発表時の情報伝達打合せ	16:00	本庁舎	課長
6	火	自殺予防研修会（Web）	9:30	有明庁舎	小鉢
6	火	通園施設「あいあい」訪問	10:30	島原病院	松尾
6	火	県南保健所地区薬物乱用防止指導員協議会総会	13:30	県南保健所	林田
6	火	科学作品展打合せ会	15:30	有明公民館	小鉢
6	火	12～15歳ワクチン接種に係る医師会との打合せ	19:00	医師会館	教育長、課長
7	水	7月定例校長会	9:30	杉谷公民館	課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢
8	木	5歳児健康診査	13:00	島原市保健センター	松尾
9	金	県指定研究中間指導	13:30	第二中学校	牟田、小鉢
12	月	7月定例教頭会	10:30	杉谷公民館	課長、長岡、牟田、松尾、林田、小鉢
14	水	市中体連理事会	13:40	第三中学校	小鉢
15	木	イングリッシュデイキャンプ事前打合せ	14:00	有明中学校	牟田
15	木	県研究指定業務	14:30	三会中学校	小鉢
15	木	教職員組合来庁	16:45	有明庁舎	教育長、課長、長岡、牟田、松尾
16	金	C S担当者会	10:45	県庁	長岡
19	月	防災塾運営委員会	10:00	砂防管理センター	小鉢
19	月	市自立支援協議会こども部会	10:30	本庁舎	松尾
20	火	事務職員組合来庁	16:45	有明庁舎	教育長、課長、長岡、牟田、松尾
21	水	5歳児健康診査	13:00	島原保健センター	松尾
25	日	県中総体各種競技（～27日）		各会場	教育長、課長、牟田、小鉢
27	火	県学力向上に係る授業改善研修会	12:30	有明公民館	林田
27	火	イングリッシュデイキャンプ事前打合せ	14:00	霊丘公民館	牟田、松尾
28	水	定例記者会見	10:00	本庁舎	牟田
28	水	市地域公共交通会議	14:00	本庁舎	課長
29	木	Google研修会	8:30	有明中学校	林田、小鉢
29	木	第1回教育振興基本計画検討委員会	13:00	有明庁舎	課長、長岡
30	金	人事評価者研修会	10:00	有明文化会館	課長、長岡、牟田、松尾

島原市教育委員会 8月定例会報告事項

【令和3年7月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	木	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、森
6	火	古文書調査事業	13:00	島原図書館	吉田、吉岡(9日まで)
6	火	有明公民館運営委員会	14:00	有明公民館	課長、藤井、森
6	火	市美術展第1回運営委員会	19:00	森岳公民館	課長、藤井、小山
7	水	市議会全員協議会(霊丘公民館大規模改修事業について)	11:30	議会委員会室	教育長、次長、課長、藤井
8	木	社会教育担当者会	9:30	霊丘公民館	課長、藤井、小山、野口
8	木	県文化財保護行政主管課長・担当者会議	13:00	長崎県農協会館	課長、倉本、大津
9	金	白山公民館運営委員会	10:00	白山公民館	課長、小山、大川
10	土	市民文化講座「戦国時代前半の有馬氏」	14:00	有明文化会館	課長、藤井、林田
12	月	少年センター第1回立入調査	15:00	市内一円	課長、藤井、出田指導監
13	火	島原市立公民館運営審議会	14:00	森岳公民館	教育長、課長、藤井、小山
14	水	島原市文化財保護審議会	13:30	森岳公民館	教育長、次長、課長、文化財保護推進室
14	水	島原市青少年健全育成協議会総会(規模縮小)	19:00	霊丘公民館	課長、藤井
15	木	第2回指定管理者選定委員会	13:30	本庁庁議室	課長、藤井
15	木	図書ボランティア養成講座(1年目、2年目講座)	13:30	島原図書館	林田
16	金	島原市文化財保存活用地域計画・委員依頼	10:00	教育長室ほか	教育長、次長、課長、倉本、吉田、大津
16	金	第1回社会教育委員の会	14:00	有明公民館	教育長、次長、課長、社会教育文化班
19	月	島原市文化財保存活用地域計画・委員依頼	10:30	中組	次長、課長、大津
19	月	第1回少年センター運営協議会	15:00	森岳公民館	教育長、次長、課長、藤井、出田指導監
19	月	市民音楽祭第1回代表者会	19:30	森岳公民館	課長、藤井、小山、林田
20	火	島原市文化財保存活用地域計画・委員依頼	13:00	長崎市、島原城	課長、山下、大津
21	水	島原市文化財保存活用地域計画・委員依頼	10:30	諫早市、大村市	課長、大津、吉岡
26	月	スクールキッズ開講式	8:40	有明、森岳、白山、安中各公民館	課長、藤井、野口、松本、各公民館主事
27	火	スクールキッズ開講式	8:40	三会、杉谷、霊丘各公民館	課長、藤井、倉本、各公民館主事
27	火	地域おこし協力隊活動報告会	13:30	本庁2-A会議室	教育長、課長
29	木	スクールキッズ閉講式	11:40	森岳、白山、安中各公民館	藤井、野口、松本、各公民館主事
30	金	スクールキッズ閉講式	11:40	有明、三会、杉谷、霊丘各公民館	課長、倉本、林田、野口、松本、各公民館主事
		社会を明るくする運動リーフレット配付			中止(各学校へ直接リーフレット送付)
		社会を明るくする運動中学・高校生弁論大会			中止
※ 各地区にて高齢者学級7回(担当:野口)・女性学級8回開催(担当:松本)					

【付記事項】

3	土	「社明運動」白山地区意見発表会	10:00	白山公民館	中村、藤井、大川
---	---	-----------------	-------	-------	----------

教育委員会 8月定例会 報告事項

[7月]

(スポーツ課)

[illegible]

令和3年 8月行事予定表

令和3年8月3 日現在

- 太字ゴシック 教育委員出席予定
- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	日				
2	月	市長を囲む地域懇談会(白山) 19:00 白山公民館 ◎○			
3	火	7月定例教育委員会 13:30 有明会議室 ◎○ △ 市長を囲む地域懇談会(森岳) 19:00 森岳公民館 ◎○			
4	水	第2回長崎県都市教育長協議会 14:00 長崎市 ◎	小学生イングリッシュデイキャンプ 9:30 森岳公民館 △		
5	木	人事管理ヒアリング 14:00 本庁2D ○△ 市長を囲む地域懇談会(有明) 19:00 有明総合文化会館 ◎○	中学生イングリッシュデイキャンプ 9:30 森岳公民館 △		
6	金				学生駅伝実行委員会16:00有明3F大会議室 副市長◎○△
7	土				
8	日	山の日 			
9	月	振替休日 	登校日		
10	火	職員採用試験判定会議 9:00 未定 ◎	学校閉庁日(～16日)		
11	水				
12	木				
13	金				
14	土				ドイツパラ陸上選手団事前キャンプ(14～22日)島原着
15	日				
16	月				パラリンピック採火式 午前中 本庁大屋根広場◎○△
17	火				
18	水		親子粘土教室 島原文化会館 13:30 ◎△		
19	木		島原市市区保健会総会 14:00 有明総合文化会館 ◎△ 西保護児童・いじめ対策連絡協議会 13:30 本庁△	要保護児童・いじめ対策連絡協議会 13:30 本庁△	
20	金		登校日 教育講演会 有明総合文化会館 ◎△ 13:30		
21	土				島原市長杯サッカーフェスティバル 平成町多目的広場(～22日)
22	日				ドイツパラ陸上選手団事前キャンプ(14～22日)島原発
23	月	奨学生決定通知授与式 13:00 教育長室 ◎△			
24	火				学生駅伝実施委員会14:00有明3F大会議室 副市長◎○△
25	水	条件付職員最終面接 9:00 本庁庁議室 ◎			
26	木				
27	金				
28	土				
29	日				
30	月	一般質問通告期限 13:00 (予定)			
31	火				